



公益社団法人経済同友会
「I DO NOTO and YOU?」ロゴマーク使用約款

2026 年 8 月 28 日

1. 目的

公益社団法人経済同友会「I DO NOTO and YOU?」ロゴマーク使用約款（以下、公益社団法人経済同友会を「本会」といい、公益社団法人経済同友会「I DO NOTO and YOU?」ロゴマーク使用約款を「本約款」という。）は、本会が、石川県、その他の関係機関・団体（以下「関係機関等」という。）との合意に基づき、本会が商標権を有する「I DO NOTO and YOU?」ロゴマーク（以下「本ロゴマーク」という。）の適正な使用のために遵守すべき事項を定めるものです。

ただし、本約款は、「I DO NOTO ○○」等の派生的な名称・表示の使用について定めるものではありません。これらの名称・表示の使用の可否については、その目的、使用方法、表示方法等を踏まえ、本会及び関係機関等が協議の上、必要に応じて別途取扱いを定めるものとします。

2. 本ロゴマークについて

本ロゴマークは、令和 6 年能登半島地震及び令和 6 年奥能登豪雨に係る復興支援の機運を継続し、能登半島地域の復興に資する取組を広く発信するために、本会及び関係機関等が協力して制作したものです。

本会は、関係機関等との合意に基づき、本ロゴマークの適正な使用を確保するために、使用許諾、使用状況の確認、その他必要な管理を行います。

本ロゴマークは、別紙に掲げるものとします。

3. 使用を申請できる者

(1) 本ロゴマークの使用を申請できる者は、次のいずれかに該当する企業、団体その他の事業者とします。

- ①能登半島地域（七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、かほく市、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町、津幡町、内灘町）に所在する企業、団体その他の事業者であって、復興に資する事業、イベント、商品・サービス、広報活動等を行う者

- ②能登半島地域外に所在する企業、団体その他の事業者であって、能登半島地域に所在する企業、地方公共団体、その他の団体・関係者と連携し、復興に資する事業、イベント、商品・サービス、広報活動等を行う者
 - ③その他、本会が本ロゴマークの趣旨に照らして適当と認める者
- (2) 前号②の連携は、被災地の産業、雇用、交流、販路拡大、情報発信その他復興に資する実質的な取組を伴うものとします。

4. 本ロゴマークの使用

- (1) 本ロゴマークの使用を希望する者は、本会所定の書式（本会ホームページ掲載）により、あらかじめ本会に対して、使用者名、使用目的、使用方法、使用期間、使用する事業・イベント・商品・サービス等の概要を記載の上、本ロゴマークの使用を申請するものとします。
- (2) 本会が、前号に基づく申請を承認した場合、申請者は、本ロゴマークを無償で使用することができます。
- (3) 前号の承認に基づく本ロゴマークの使用の範囲は、復興支援に資する事業、イベント、チラシ、パンフレット、ポスター、ウェブサイト、SNS、商品、包装、ノベルティその他の広報物とします。
- (4) 本ロゴマークの使用は、本会及び関係機関等が、第2号に基づく本ロゴマークの使用の許諾を受けた者（以下「使用者」という。）の商品、サービス、事業、イベント等の品質、内容、効果、安全性、適法性等を保証又は推奨することを意味するものではありません。
- (5) 使用者は、本ロゴマークを使用するにあたり、別に定めるデザイン規定を遵守しなければなりません。
- (6) 使用者は、本ロゴマークの使用に関する権利を第三者に譲渡し、貸与し、担保に供し、転貸し、又は第三者に代理使用させることはできません。
- (7) 使用者は、本条第1号にて申請した事業・イベント・商品・サービス等とは異なる事業・イベント・商品・サービス等に本ロゴマークの使用を希望する場合には、新たに使用を申請しなければなりません。
- (8) 使用者は、本ロゴマークを使用するにあたり、次に掲げる使用をしてはなりません。
 - ①法令又は公序良俗に反する方法で使用する
 - ②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の対象となる事業その他これに類する事業に使用すること
 - ③暴力団その他反社会的勢力の活動又は利益につながる方法で使用する
 - ④特定の政治活動、選挙活動、宗教活動又は思想的主張を主たる目的として使用する

- ⑤被災者、能登半島地域の尊厳、名誉、信用又は感情を害するおそれのある方法で使用する
 - ⑥能登半島地域との実質的な関係を伴わない、売名的又は名義貸しの方法で使用する
 - ⑦企業・団体等が提供する特定の商品やサービスの品質・安全性を担保又は証明するような使用若しくは保証すると誤認させるような使用をすること
 - ⑧その他、本会が適当でないと認める方法で使用する
- (9) 使用者が第5号、第6号及び前号各号のいずれかに該当する使用を行った場合、又は本約款に違反した場合、本会は、本ロゴマークの使用停止、使用許諾の取消し、使用物の修正・撤去その他必要な措置を求めることがあります。

5. 当法人ウェブサイトでの掲載

使用者が、本ロゴマークを使用する事業、イベント、商品・サービス等について本会ウェブサイトへの掲載を申し出た場合、本会が適切と認めたときは、使用者の法人名称、事業・イベント・商品・サービス等の概要、ウェブサイト URL、その他本会が適当と認める事項を掲載することがあります。

6. 使用状況の報告

本会は、使用者に対して、必要に応じて、本ロゴマークの使用状況、使用物の内容、事業・イベント・商品・サービス等の実施状況について報告を求めることがあり、使用者はこれに応じるものとします。

7. 使用許諾の終了

第4項第8号に規定する使用許諾の取消し等の措置を講じられた場合の他、次のいずれかに該当する場合、使用許諾は終了し、使用者は、その事実が発生した日以降、本ロゴマークを使用することができません。使用許諾が終了した場合には、使用者は、本ロゴマークが掲載されたすべての文書、コンテンツ等を速やかに回収・削除した上で、本会に対して完了報告を通知するものとします。回収期間については本会と協議して決定します。

- ①本ロゴマークを使用する事業、イベント、商品・サービス等が終了した場合
- ②使用者が第3項に定める要件を満たさなくなった場合

8. 事故・苦情等の処理

本ロゴマークの使用、又はこれを使用した施策、活動等に関して、又はその過程において、事故・苦情等が発生した場合は、使用者が自己の責任において対応し解決するものとします。本ロゴマークの使用等に起因する使用者又は他人の損害、損失、第三者との紛争等について、本会は一切関知せず、また一切の責任を負いません。

9. 約款の改訂

本会は、必要に応じて、本約款を改訂することがあります。本約款を改訂した場合、本会は本会ウェブサイトへの掲載その他適切な方法により周知します。

10. 問合せ先

本ロゴマークの使用に関する問合せ先は、次のとおりとします。

公益社団法人経済同友会事務局 政策調査部 1

別紙 本ロゴマーク、デザイン規定（＊使用が承認された方に別途お送りします）

以上